

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

令和4年6月7日

いわき市長 内田 広之

**1 入札に付す事項**

工 事 名	緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢）設備工事
工 事 場 所	いわき市好間町中好間字下川原 地内
工 事 種 類	機械器具設置工事
工 事 概 要	ポンプゲート設備（全速全水位型横軸水中ポンプ、口径φ1,200×180m <sup>3</sup> /min） N=2台 自動除塵機 N=1式、受変電設備（受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤） N=1式 運転操作設備（ポンプ盤、補機盤） N=1式、監視制御設備（遠方監視制御盤） N=1式 計装設備（水位計） N=1式
工 期	令和6年3月25日まで

**2 入札参加資格**

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入 札 参 加 形 態	単体企業 又は 共同企業体			
単 体 企 業 及 び 共 同 企 業 体 の 共 通 要 件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。 (2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。 (3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。 (4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。			
単 体 企 業 の 場 合				
地 域 要 件	いわき市外に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和4年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。			
	工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
	機械器具設置工事	要件なし	特定又は一般	979以上
施 工 実 績	過去15年間に於いて、元請または共同企業体の代表者として、公共機関（国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人及び公共法人）が発注した全速全水位型横軸水中ポンプ（φ1,000以上）の製作の施工実績があること。			
共 同 企 業 体 の 場 合				
企 業 体 構 成	代表者 1 者 その他の構成員 1 者による 2 者の共同企業体であること。			
結 成 方 法	自主結成			
出 資 割 合	代表者の出資割合を最大として、構成員の最小の出資割合は20%以上とすること。			
代 表 者 の 資 格 要 件				
地 域 要 件	いわき市外に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和4年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。以下同じ。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。			
	工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
	機械器具設置工事	要件なし	特定又は一般	979以上
施 工 実 績	過去15年間に於いて、元請または共同企業体の代表者として、公共機関（国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人及び公共法人）が発注した全速全水位型横軸水中ポンプ（φ1,000以上）の製作の施工実績があること。			
そ の 他 の 構 成 員 の 資 格 要 件				
地 域 要 件	いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和4年度いわき市入札参加有資格者名簿において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。			
	工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
	機械器具設置工事	要件なし	特定又は一般	要件なし

技術者要件	<p>(1) 業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。          なお、共同企業体の場合は、各構成員において主任技術者を配置するものとし、監理技術者を配置しなければならない工事にあっては、代表者において監理技術者を配置すること。</p> <p>(2) なお、この工事について、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用されていない者であっても配置することができる。          また、共同企業体の場合、監理技術者等を専任で配置するとは、各構成員において専任で配置するものであること。</p>
-------	---

### 3 入札参加手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加手続は、入札参加形態により次のとおりとする。

単体企業の場合	入札参加手続は、要しない。
共同企業体の場合	次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。
提出書類	特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式） ※ 「特定建設工事共同企業体協定書(第1号様式)」は市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロードするか、契約課窓口にて入手すること。
提出期限	令和4年6月14日(火) 午後5時まで
提出先	いわき市財政部契約課（本庁舎7階）

### 4 設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

販売の期間及び場所	
期 間	令和4年6月7日(火) から 令和4年7月4日(月) まで ※ 販売場所の営業日の営業時間内に限る。
場 所	(株)いわきコピーセンター 住 所：いわき市平字作町3丁目4番地の5 連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638 ※ 購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに「設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)」によりファクシミリにて(株)いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。 ※ 設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)は、市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
貸出の期間及び場所	
期 間	令和4年6月7日(火) から 令和4年7月4日(月) まで ※ 閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。 ※ 借り受けた場合の返却期限は、次のとおりとする。 ・ 午前8時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後5時まで ・ 正午から午後5時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで（翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）
場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） ※ 貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)を借受時に持参することとし、借り受けた者は、これを複写することができる。 ※ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)は、市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
設計図書に対する質問	
期 間	令和4年6月7日(火) から 令和4年6月17日(金) 午後5時まで
提 出 先	いわき市土木部河川課 電子メール kasen@city.iwaki.lg.jp 又はFAX 0246(22)7598
質 問 の 方 法	設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第7号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。なお、電話等による質問は、受け付けない。 ※ 質疑応答書(第7号様式)は、市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。
設計図書に対する質問への回答	
回 答 期 日	令和4年6月21日(火)
回 答 の 方 法	回答は、回答期日に質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市財政部契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

## 5 入札日時

入札の日時及び場所	
初度の入札方法	郵便入札
郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便
郵送開始日	令和4年6月28日(火)
到着期限	令和4年7月5日(火) 日本郵便株式会社 いわき郵便局必着
宛先	〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留 いわき市役所財政部契約課 ※ 封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」中の「一般競争入札情報」内）からダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送してすること。
郵送する物	(1) 入札書 (2) 設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し ① 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式） ② 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式） (3) 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し（開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は、免除） (4) 工事費内訳明細書
開札日時	令和4年7月6日(水) 午後2時
開札場所	いわき市役所本庁舎7階 入札室
備考	※ 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は、認めない。 ※ 入札書及び工事費内訳明細書に係る届出書は、市ホームページ（「事業者の方へ」→「入札・契約」中の「一般競争入札情報」内）からダウンロードしたものを使用すること。 ※ 郵便入札の条件に反した入札書については、無効とする。（郵便入札心得参照） ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
再度の入札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※ 再度の入札において、参加資格があるものについては、定められた期日までに、契約課あてに「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により、郵送するか、直接持参すること。 ※ 再度の入札においては、工事費内訳明細書の提出を求めない。

### 入札参加資格の審査等

入札後審査事項	本公告中「2 入札参加資格」のうち「施工実績」について審査するため、落札候補者は、次に示す書類を、次に定める期限までに提出すること。
提出書類	同種工事の施工実績調査（入札参加資格要件に係る施工実績を記載すること。） 添付書類：コリンズの竣工時の工事カルテ（写し）又は同種記載工事の契約書（写し）、及び施工図面（写し）
提出期限	令和4年7月7日(木) 午後5時まで
提出先	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） ※ 提出方法は、持参のみとし、郵送、電送等による提出は、認めない。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階）
期 間	令和4年6月7日(火) から 令和4年7月6日(水) まで

## 7 保証金及び支払条件

入札保証金	免除とする。
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前 金 払	財務規則第83条の2第1項の規定により請負代金額の45%以内の額とする。
中 間 前 金 払	財務規則第83条の2第2項の規定により請負代金額の20%以内の額とする。
部 分 払	2回以内とする。
年度割支払額	各会計年度における請負代金額の支払限度額は、次のとおりとする。 令和4年度は予定価格の65%程度の額、令和5年度は請負代金から令和4年度支払額を差し引いた額とする。

8 最低制限価格 この入札には、最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳明細書 この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

10 現場代理人 この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

11 工事の区分 この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

## 12 契約の締結

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結しなければならないが、この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに仮契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) この契約は、いわき市議会の議決後（専決処分の場合を含む。）、直ちに本契約に移行するものとする。
- (4) いわき市議会の議決（専決処分の場合を含む。）がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 契約（仮契約）を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結できない。

## 12 その他

「いわき市郵便入札実施要綱」及び「いわき市建設工事等に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」並びに「入札心得（郵便入札用）」、「工事費内訳明細書の作成に係る留意事項」、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」及び「郵便入札に関するQ&A」に示すとおりとし、当該要綱等は、6に示す場所にて閲覧に供する。

## 13 問い合わせ先

いわき市財政部契約課 TEL0246(22)7419